特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２号
東京都小金井市本町３丁目７番15号
清算株式会社　株式会社壯健
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社株式会社壯健（以下「清算株式会社」という）は、協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、その残余の免除を受ける。
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、株式会社八十二銀行（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に47円を弁済する。
⑵　本協定債権者による免除
本協定債権者は、第１項⑴の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　その他の協定債権者
山崎健二及び山崎壯一は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
清算株式会社は、第１項⑴の弁済後に新たな財産が発見された場合、速やかに当該財産を換価し、本協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済する。この場合、本協定債権者による第１項⑵の免除の効力は、当該追加弁済の限度で失われるものとする。
2　弁済の方法
清算株式会社は、本協定債権者が指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、本協定債権者が、弁済期日の１週間前までに金融機関の預貯金口座を指定しなかった場合は、清算株式会社の本店で弁済する。
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生計画認可

平成２７年（再）第８号
名古屋市名東区猪高台１丁目1316番地
再生債務者　株式会社積善
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年４月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第８号
神奈川県秦野市名古木879番地の６
再生債務者　関野　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２８年（再イ）第１６号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地（Ｂ―502）
再生債務者　森岡　　仁
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再イ）第２４号
埼玉県坂戸市関間４丁目14番20号　ネオ・アーバン若葉304号室
再生債務者　竹内　裕二
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月30日から平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第７７号
札幌市東区北５条東８丁目１番10―301号
再生債務者　大島　　渉
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１１号
茨城県牛久市小坂町1959番地の69
再生債務者　堀川　武大
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第１２号
茨城県牛久市牛久町100番地２
再生債務者　橋爪　徳子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第３号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町６丁目279番地
再生債務者　**廣**瀬　尚美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（再イ）第８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚107番地１　ローラン平塚201号
再生債務者　畑田　亮次
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月24日から平成28年５月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（再イ）第３３号
千葉県千葉市中央区都町996番地73
再生債務者　千脇　徳子（旧姓金岡）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月３日から平成28年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２５号
千葉県柏市高田1078番地２　ウィズ柏の葉418号
再生債務者　浅沼　隆之
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再イ）第１１６号
東京都品川区西五反田５－８－10―203
再生債務者　亀岡　弘之
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月３日から平成28年６月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１３６号
東京都練馬区豊玉中３－28―15―205
再生債務者　野澤　　正
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月３日から平成28年６月24日まで
東京地方裁判所民事第20部